

「農業・農村所得倍増目標10ヵ年戦略」についての
平成26年度予算・制度等における対応

～自民党パンフレット「豊かな農山漁村をつくる」との関係～

平成26年4月

自由民主党
農林水産業・地域の活力創造本部

～ 目 次 ～

農業・農村所得倍増目標10ヵ年戦略

○ 担い手利用面積8割計画	1
○ 耕作放棄地解消計画	1
○ 強い農業の基盤づくり	2
○ 新規就農倍増計画	3
○ 日本型直接支払制度の創設	5
○ 需要に応じた大豆・麦生産拡大	7
○ 新規需要米等150万トン生産計画	8
○ 飼料自給率1.5倍増計画	9
○ 野菜・果樹・花き生産構造改革	12
○ 地域に根ざした特産作物の振興	14
○ 鳥獣被害対策実施隊設置倍増計画	15
○ 農業の高収益化を技術で下支え	16
○ 地産地消・六次産業化の推進	16
○ 農産物輸出倍増 国別・品目別戦略	18
○ 食料自給率・食料自給力の維持向上	19
<u>強い林業づくりビジョンの展開</u>	20
<u>強い水産業づくりのための総合対策の実現に向けて</u>	23

農業・農村所得倍増目標10カ年戦略

○ 担い手利用面積8割計画
農地集積を進め、担い手の利用面積が全農地の8割となる効率的営農体制を創ります。

- ・ 農地中間管理機構（農地バンク）の創設
- ・ 農地の出し手への支援措置の充実 等

農地中間管理機構（農地集積バンク）を設立し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を推進する。

- ・ 農地中間管理機構関連2法が先の臨時国会にて成立しました。
- ・ 農地中間管理機構（農地集積バンク）の整備・活用等に係る予算（出し手の支援措置を含む。）を計上しました。 **【農地中間管理機構による農地の集積・集約化活動】**

＜農地の出し手に対する主な措置＞

○ **農地中間管理機構が借り受けている間、賃料を支払い**
（賃料は、各地域の近傍類似価格を基本に農地の状況を踏まえ、農地集積バンクと出し手との相対で決定）
なお、簡易整備の場合は、補助残部分があれば一時的に機構が負担をした上で、出し手と受け手との地代差額で数年かけて回収する仕組みです。

○ **農地集積に協力する農地の出し手等に経営転換協力金等を交付**

- ・ 地域で協力してまとまった農地を貸し出す地域に、地域集積協力金を交付
[貸付割合20～50% 2万円/10a、50～80% 2.8万円/10a
80%超 3.6万円/10a（※27年度までの特別単価（基本単価の2倍））]
- ・ 経営転換やリタイアをする農家に、経営転換協力金を交付
[0.5ha以下 30万円/戸、0.5～2.0ha 50万円/戸、2.0ha超 70万円/戸]
- ・ 農地の分散錯圖の解消に協力する農地の所有者又は耕作者に、耕作者集積協力金を交付
[2万円/10a（※27年度までの特別単価（基本単価の4倍））]

＜問い合わせ先：経営局農地政策課（03-6744-2151）＞

○ 耕作放棄地解消計画
新たな耕作放棄地発生を予防すると共に、再生利用可能な耕作放棄地のフル活用を図ります。

- ・ 農地バンクによる耕作放棄地借受を義務化

農業者等が自ら行う再生作業に対する支援を行うとともに、改正農地法に基づき農地中間管理機構による利用権設定までの手続の簡素化・迅速化を図ることにより、耕作放棄地を解消する。

- ・ 農地中間管理機構関連2法が先の臨時国会にて成立しました。
- ・ 農地中間管理機構（農地集積バンク）の整備・活用等に係る予算を計上しました。 **【農地中間管理機構による農地の集積・集約化活動】**

＜問い合わせ先：経営局農地政策課（03-6744-2151）＞

- ・ 農地法上の手続きの迅速化、基盤整備 等

- ・ 農地中間管理機構との協議勧告等について新たに規定しました。
- ・ 農地中間管理機構関連2法が先の臨時国会にて成立しました。
- ・ 耕作放棄地を再生利用するための雑草・雑木除去や土づくり等の取組に対して、最大で事業費の1/2または定額を支援する予算を計上しました。

【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金】

＜耕作放棄地の再生利用に係る主な拡充措置＞

- 中心経営体に集約化（面的集積）する場合は、再生作業（定額）の助成単価を2割加算
[5万円/10a → 6万円/10a]

- 農地中間管理機構が行う再生作業の取組について支援

＜問い合わせ先：農村振興局農村計画課耕作放棄地活用推進室（03-6744-2195）＞

- 強い農業の基盤づくり
農地の大区画化、かんがい等を加速化し、生産性の向上、高収益化を図ります。

農業競争力強化のための農地の大区画化・汎用化、畑地かんがい等の整備、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、洪水防止対策等を推進する。
また、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を促進する。

- ・ 大区画化、汎用化、かんがい、長寿命化の推進

- ・ 農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい等の整備、老朽化した水利施設の長寿命化・耐震化に係る予算を計上しました。

【農業農村整備事業、農山漁村地域整備交付金】

＜問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）＞

- ・ 基盤整備事業費の自治体・農家負担の軽減

- ・ 大区画化等の実施に当たり、担い手への農地集積率に応じて最大で農家負担ゼロとなる促進費の交付、農家負担金に係る償還利子助成の期間延長、対象地区の追加に係る予算を計上しました。

【農業農村整備事業、農山漁村地域整備交付金】

【農家負担金軽減支援対策事業】

＜基盤整備に係る農家負担の軽減措置＞

- 農地集積促進費の限度額の引上げ
農地整備事業の実施地区において、事業完了後の中心経営体への農地集積率に応じて交付する促進費の限度額を引上げ（最大で農家負担ゼロ）
[都道府県営農地整備事業における限度額 事業費の7.5% → 事業費の12.5%]

- 農家負担金の軽減対策における対策期間の延長、対象地域の拡大
地域の中心となる経営体への農地集積等が見込まれる地域に対し、償還金の利子相当額を補助する経営安定対策基盤整備緊急支援事業の対策期間を延長するとともに、助成対象として、これまでの農地集積率の向上が見込まれる地域に加え、耕地利用率の向上が見込まれる地域を追加
[認定期間 ～平成25年 → ～平成30年、実施期間 ～平成27年 → ～平成32年]

＜問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）＞

- ・ 農業者の自力施工も活用して、畦畔除去・暗渠整備等を安価かつ迅速に推進するため、簡易整備に係る定額助成の予算を計上しました。

【農業農村整備事業、農山漁村地域整備交付金】

＜簡易整備に係る農家負担の軽減措置＞

○ **簡易整備に係る助成対象工種の追加と助成単価の引上げ**

農業基盤整備促進事業における簡易整備に対する定額助成の対象工種を追加するとともに、中心経営体に農地を面的集積する場合の助成単価を2割加算

- ・ 田・畑（追加）の区画拡大 10万円/10a（加算後 12万円/10a）
- ・ 暗渠排水 15万円/10a（加算後 18万円/10a）
- ・ 湧水処理（追加） 15万円/10a（加算後 18万円/10a）
- ・ 末端の畑地かんがい施設整備（追加） 20万円/10a（加算後 24万円/10a）

＜問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）＞

- ・ 小水力発電を推進し、所得を補完 等

- ・ 農業水利施設を活用した小水力等発電施設を導入し、土地改良施設の維持管理費の軽減を図る取組を支援する予算を計上しました。

【農業農村整備事業、農山漁村地域整備交付金、小水力等再生可能エネルギー導入推進事業】

＜問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）＞

○ **新規就農倍増計画**

新規就農者を年間1万人から2万人に倍増させ、将来の担い手を育成します。

- ・ 就農給付金、営農資金等の充実

就農しようとする青年への研修、法人雇用による就農の拡大、集落営農の組織化・法人化等を支援し、多様な担い手を育成・確保する。

- ・ 青年就農給付金について、以下のとおり要件の見直しを行い、予算を計上しました。
- ・ 農の雇用事業については、法人としての独立を支援する予算を新たに計上しました。
- ・ 農業経営者教育について、農業界のトッププロを育成するための研修等を支援する予算を計上しました。

【新規就農・経営継承総合支援事業】

＜新規就農・経営継承対策に係る拡充措置＞

○ **青年就農給付金の対象を拡大**

- ・ 農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援する準備型において、親元就農する農家子弟の研修も対象に追加（就農後5年以内に経営を継承するか又は共同経営者になることが条件。）
[最長2年間、年間150万円を給付]
- ・ 経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援する経営開始型において、農地は親族からの貸借が主であっても対象に追加（給付期間中に親族からの貸借農地の所有権を移転することが条件。）
[最長5年間、年間150万円を給付]

○ **法人としての独立を支援**

- ・ 農の雇用事業において、農業法人等が就農希望者を一定期間雇用し、生産技術、経営力等を習得させた上で、新たに農業法人として独立させるために実施する研修に対して支援
[年間最大120万円、最大4年間 ※3年目以降は最大60万円]

○ **農業経営者教育の充実**

- ・ 農業経営教育を支援する農業者育成支援事業の対象として、既に経営を開始しており、農業界のトッププロを目指す者に対する経営者教育も追加

<問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-3502-6469）>

- ・ 青年就農者等に対する融資制度（無利子資金）について、都道府県融資から日本政策金融公庫融資へ切り替えて予算を計上しました。（改正法は先の臨時国会にて成立）

【青年等就農資金】

<問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-3502-6469）>

- ・ スーパーL資金について、貸付限度額を拡充する措置を延長するとともに、人・農地プランに中心経営体等として位置付けられた認定農業者に対する貸付当初5年間の実質無利子化（融資枠1,000億円）に係る予算を計上しました。

【スーパーL資金の金利負担軽減措置】

<スーパーL資金の貸付限度額の拡充措置>

個人 1.5億円（特認3億円） → 3億円（特認6億円）
法人 5億円（特認10億円） → 10億円（特認20億円）

<問い合わせ先：経営局金融調整課（03-6744-2165）>

- ・ 集落営農・法人化への支援

- ・ 集落営農の組織化・法人化、複数の個別経営の法人化等の取組に対する予算を計上しました。
【人・農地問題解決加速化支援事業】

<農業経営の法人化等の支援>

- ・ **集落営農の法人化、地域農業に貢献する複数個別経営の法人化や法人同士が統合して新たに法人を立ち上げる場合等**に必要となる定款作成、登記申請手続等にかかる費用を**定額（40万円）**で助成
- ・ 法人化の前提となる集落営農を立ち上げる際に必要となる**会計経理知識の習得、規約の作成等**にかかる費用を**定額（20万円）**で助成

<問い合わせ先：経営局経営政策課（03-6744-2143）>

- ・ 投資円滑化法の枠組みを活用し、経営規模の拡大等に意欲的に取り組む農業法人に対する出資の拡充に必要な予算を計上しました（改正法は先の臨時国会にて成立）。

【農業法人投資育成事業出資金】

<問い合わせ先：経営局金融調整課（03-6744-2167）>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業共済への収入保険の導入 ・ 担い手総合支援法の制定 ・ 自民党農科大学院の創設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営全体の収入に着目し、収穫量の減少だけでなく、価格低下も補填の対象とする収入保険の導入に向けた調査を行うための予算を計上しました。 【収入保険制度検討調査費】 <問い合わせ先：経営局保険課（03-3502-7337）> ・ 新規就農者に対する支援の充実等を内容とする農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が先の臨時国会にて成立しました（農地中間管理機構関連2法の一部）。 <問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-3502-6469）> —
---	---

<p>○ 日本型直接支払制度の創設 農業・農村の多面的機能を維持することに直接支払いを行う法制度を創設します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土保全、水源涵養等の多面的機能に着目 ・ 水田、畑地、樹園地、草地等に支払い ・ 中山間地直払い、農地・水管理支払いも充実 等 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="color: blue;">日本型直接支払を創設し、集落コミュニティの共同管理等により、農地が農地として維持され、将来にわたって農業・農村の多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しする。併せて、共同活動に参加した場合の日当の支払等を含め農家の所得向上にも直接つながる。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払制度を創設し、多面的機能の維持・発揮を支える地域活動、中山間地域等における農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農を支援する予算を計上しました <p>※ 27年度から法律に基づく措置として実施するため、法案を今通常国会に提出。 【多面的機能支払交付金】 【中山間地域等直接支払交付金】 【環境保全型農業直接支援対策】</p>
---	--

<農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する支援措置>

○ **日本型直接支払制度の創設**

[10aあたりの支援単価]

- ・ 多面的機能支払（地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動を支援）

	農地維持支払	資源向上支払 (共同活動)*	合計	(参考) 農地・水保全管理支払
田（都府県）	3,000円	2,400円	5,400円	4,400円
（北海道）	2,300円	1,920円	4,220円	3,400円
畑（都府県）	2,000円	1,440円	3,440円	2,800円
（北海道）	1,000円	480円	1,480円	1,200円
草地（都府県）	250円	240円	490円	400円
（北海道）	130円	120円	250円	200円

約2割増額

※ 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。

資源向上支払（長寿命化）

田（都府県）	4,400円
（北海道）	3,400円
畑（都府県）	2,000円
（北海道）	600円
草地（都府県）	400円
（北海道）	400円

- ・ 中山間地域等直接支払（中山間地域等の条件不利地域と平地とのコスト差を支援）

田（急傾斜地）	21,000円	（緩傾斜地）	8,000円
畑（急傾斜地）	11,500円	（緩傾斜地）	3,500円
草地（急傾斜地）	10,500円	（緩傾斜地）	3,000円
（草地比率の高い草地） 1,500円			

- ・ 環境保全型農業直接支援
（環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援）
 - ・ カバークロップ（緑肥）の作付け 8,000円
 - ・ 堆肥の施用 4,400円
 - ・ 有機農業 8,000円
 - （うちそば等雑穀・飼料作物 3,000円）等

<問い合わせ先：農村振興局多面的機能支払制度検討室（03-6744-2081）
農村振興局中山間地域振興課（03-3501-8359）
生産局農業環境対策課（03-6744-0499）>

- 需要に応じた大豆・麦生産拡大
大豆の新品種導入面積の4倍増、麦のパン・中華麵用品種の導入面積の倍増を目指し、需要に応える生産拡大を図ります。

- ・ 新品種や栽培技術の導入、乾燥施設整備

- ・ 機械化、施肥・排水対策の推進 等

新品種・新技術の開発・普及や農地の高度利用に資する作付体系への転換を図るため取組を支援し、「強み」のある土地利用型作物の産地形成を推進する。

- ・ 実需者と農業者等が連携して、新品種やICT等の新技術等を活用した「強み」のある産地形成を行う取組を支援する予算を計上しました。

【新品種・新技術活用型産地育成支援事業】

<問い合わせ先：生産局穀物課（03-3502-5965）>

- ・ 「強み」のある産地形成を行う取組の一環として共同利用施設を整備する予算を計上しました。

【強い農業づくり交付金】

<問い合わせ先：生産局穀物課（03-3502-5965）>

- ・ 機械化、施肥・排水対策等の技術実証を支援する予算を計上しました。

【産地活性化総合対策事業】

<麦、大豆の生産拡大に対する支援内容>

- 麦、大豆の生産拡大を図る農業者に対して、戦略作物助成により、**35,000円/10aを交付**

- 主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる**二毛作の取組を実施する農業者に対して**、二毛作助成により、**15,000円/10aを交付**

- 産地交付金については、予算額を大幅拡充(539億円(25年度)→804億円(26年度))し、**地域の実情に応じて追加支援が可能**

- 大豆・麦の乾燥調製施設等の整備について、**最大で事業費の1/2**を支援

<問い合わせ先：生産局穀物課（03-3597-0191）>

<支援内容>

- **機械化、施肥・排水対策の技術実証等に対して定額補助**

- ・ 単収・品質向上技術導入に向けた技術実証

<問い合わせ先：生産局穀物課（03-3502-5965）>

○ 新規需要米等150万トン生産計画

飼料用米、WCS、加工用米の生産150万トンを目指し、水田のフル活用を図ります。

- ・ 飼料用米等の団地化、受託組織の推進
- ・ 産地資金の充実で地域の取組みを活性化

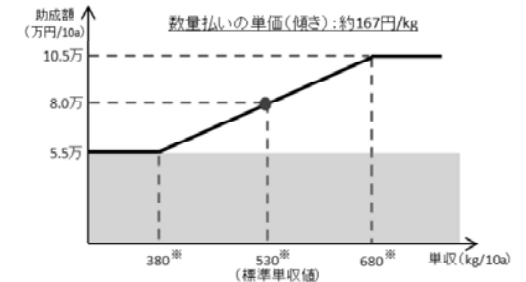
飼料用米など戦略作物の本作化を進めるとともに、産地交付金の充実により、地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づき、水田フル活用を推進する。

- ・ 団地化による飼料用米等の生産コストの削減に向けた技術実証、受託組織の推進や稲WCS、飼料用米等を効率的に生産・利用するために必要な施設整備や機械等のリース導入を支援するための予算を計上しました。
- ・ 産地交付金（産地資金を名称変更）の充実により、「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色ある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組を支援する予算を計上しました。また、飼料用米・米粉用米については、新たに数量払いを導入します。

【産地活性化総合対策事業】
 【強い農業づくり交付金】
 【攻めの農業実践緊急対策】
 【畜産収益力向上緊急支援リース事業】
 【水田活用の直接支払交付金】

<飼料用米の生産拡大に対する支援内容>

- 飼料用米の生産拡大を図る農業者に対して、戦略作物助成により、収量に応じ、**55,000円～105,000円/10a**を交付



- 稲わら利用の取組を実施する農業者に対して、耕畜連携助成により、**13,000円/10a**を交付
- 主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる**二毛作の取組を実施する農業者に対して**、二毛作助成により、**15,000円/10a**を交付
- 産地交付金については、予算額を大幅拡充(539億円(25年度)→804億円(26年度))するとともに、**多収性専用品種への取組に対して**、**12,000円/10a**を地域に追加配分
- 飼料用米の生産に係る**機械、施設の整備については、最大で1/2**を支援
 - ・ 飼料用米等の機械利用体系の効率化に必要な農業機械(直播機、レーザーレベラー等)
 - ・ 飼料用米等の乾燥調製等に必要な施設(カントリーエレベーター、飼料加工施設等)
- 課題となる、飼料用米の利用者である畜産業者等に対しては、**必要な機械の整備について、共同利用の場合、最大で1/2(認定農業者等の個人向けは最大で1/3)**を支援
 - ・ 飼料用米等の利用体制強化に資する機械(米粉砕機、混合機等)

＜加工用米の生産拡大に対する支援内容＞

- 加工用米の生産拡大を図る農業者に対して、戦略作物助成により、20,000円/10aを交付
- 主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作の取組を実施する農業者に対して、二毛作助成により、15,000円/10aを交付
- 産地交付金については、予算額を大幅拡充(539億円(25年度)→804億円(26年度))するとともに、複数年契約(3年間)の取組に対して、12,000円/10aを地域に追加配分
- 加工用米の生産に係る機械、施設の整備については、最大で1/2を支援
 - ・ 加工用米等の機械利用体系の効率化に必要な農業機械(直播機、レーザーレベラー等)

＜問い合わせ先：生産局穀物課 (03-3502-5959)
生産局総務課 (03-3502-5945)
生産局畜産企画課 (03-3502-5979)＞

- ・ 多収性品種・直播等によるコストの削減
- ・ 外食・中食需要に対応した生産体制の構築 等

- ・ 多収性品種・直播等によるコスト削減効果の実証等に対して定額補助する予算を計上しました。
＜問い合わせ先：生産局穀物課 (03-3502-5965)＞
- ・ 外食・中食業者等の実需者と農業者等が連携して、新品種やICT等の新技術を活用した「強み」のある産地形成を行う取組に対して定額(一部、1/2以内)補助する予算を計上しました。
【新品種・新技術活用型産地育成支援事業】
＜問い合わせ先：生産局穀物課 (03-3502-5965)＞

○ 飼料自給率1.5倍増計画

飼料自給率1.5倍増を目指し、安定した飼料供給体制のもとに大規模化、経営安定対策の強化等で、高収益型の畜産・酪農を創ります。

- ・ 配合飼料価格安定制度の強化
- ・ 畜種別の経営安定対策、畜舎支援の強化

飼料生産基盤や機械の整備、飼料用稲の生産・利用拡大等により飼料自給率の向上を図るとともに、畜種ごとの特性に応じた各経営安定対策の実施や大規模化の推進等により、足腰の強い畜産・酪農を実現する。

- ・ 配合飼料価格安定制度については、国が拠出する異常補填を発動しやすくする等の見直しを行い、農家が拠出する通常補填の負担を軽減しました。また、補正予算により、異常補填の補填財源を確保しました。
【配合飼料価格高騰緊急対策】
＜問い合わせ先：生産局畜産振興課 (03-3591-6745)＞
- ・ 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策に係る予算を計上しました。
【畜産・酪農経営安定対策等】
＜問い合わせ先：生産局畜産企画課 (03-3502-5979)＞

<酪農に係る主な拡充措置>

○ **加工原料乳生産者補給金単価の引上げ等により実質13.25円/kgを確保**

[実質13.00円/kg → 実質13.25円/kg]

- ・ 加工原料乳生産者補給金のうち、バター・脱脂粉乳等向けについては、単価を引上げ [12.55円/kg → 12.80円/kg]
- ・ チーズ向けを新たに加工原料乳生産者補給金の対象とし、補給金を交付 [15.1円/kg → 15.41円/kg]
- ・ 加工原料乳（バター・脱脂粉乳等向け）の安定供給に向けた飼養管理の自己点検・指導に取り組む指定団体に対して、交付金を交付（26年度限り）。 [0.20円/kg]

○ **都府県における生産基盤維持のための支援**

- ・ 農協等が、地域内の低能力雌牛に遺伝的能力の高い性判別受精卵を移植し、高能力の雌牛を整備する場合に、新たに費用の一部を助成
[補助率1/2（6万円/頭上限）]
- ・ 農協等が、担い手と位置付けられた後継者に対して、初妊牛の導入、畜舎の増改築等の経営基盤の強化の取組を支援する場合に、新たに費用の一部を助成
[初妊牛の導入 5万円/頭]
[性判別受精卵移植への補助 補助率1/2（10万円/頭上限）]
- ・ 国産粗飼料の利用・定着のための取組を支援
[定額 経産牛1頭当たり6,100円]

<肉用牛に係る主な拡充措置>

○ **肉用子牛生産者補給金の保証基準価格の引上げ**

[黒毛和種 31万円/頭（24年度）→32万円/頭（25年度）→32.9万円/頭（26年度）等]

○ **肉用牛繁殖経営支援事業の発動基準の引上げ**

[黒毛和種 38万円/頭（24年度）→41万円/頭（25年度）→42万円/頭（26年度）等]

○ **優良繁殖雌牛の導入を支援**

- ・ 繁殖雌牛の増頭実績に応じて奨励金を交付する対象に、従来の繁殖経営に加え肥育経営、酪農経営を追加
[8万円/頭 ※能力の高い牛の場合10万円/頭を交付（新設）]
- ・ 農協等が繁殖雌牛を農家に貸付を行う取組に奨励金を交付
[4万円/頭 ※能力の高い牛の場合5万円/頭を交付（新設）]
- ・ 繁殖雌牛を増頭するための簡易牛舎等の整備に対して、最大で事業費の1/2を補助
等

<養豚に係る主な拡充措置>

○ **優秀な純粋種豚等の導入を推進する取組を支援**

[純粋種豚導入 10万円/頭、精液導入 1万円/頭（上限）]

<採卵鶏に係る主な拡充措置>

- 鶏卵生産者経営安定対策事業の補填基準価格の引上げ
[186円/kg → 187円/kg]

<問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3502-5979）>

- ・ 飼料宅配センターなど作業の外部化の推進

- ・ キャトルステーションなど共同利用畜舎の整備等に対して、最大で事業費の1/2を補助する予算を計上しました。
【強い農業づくり交付金】

<問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3502-5979）>

- ・ 畜産農家と畜産関係者（コントラクター、飼料・機械メーカー、実需者等の結集による地域全体）での収益力向上のための取組を支援する予算を計上しました。

【高収益型畜産体制構築事業】
<問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3502-5979）>

- ・ 飼料宅配センター（TMRセンター）、コントラクター等による飼料生産・調製作業の外部化を推進する取組を支援する予算を計上しました。

【産地活性化総合対策事業、強い農業づくり交付金、飼料増産総合対策事業、畜産収益力向上緊急支援リース事業】

<TMRセンター等への主な拡充措置>

- 栄養価の高い良質な粗飼料の生産拡大を図るため、前年度に比して拡大した受託作業等を支援

①高エネルギー飼料作物作付作業 2.7万円/ha以内

②高エネルギー飼料作物収穫作業 4.0万円/ha以内

③高エネルギー飼料作物調製・供給作業 2.0万円/ha以内

④高タンパク質マメ科牧草追播作業 1.0万円/ha以内

※高エネルギー飼料作物：とうもろこし、ソルゴー、飼料用さとうきび

高タンパク質マメ科牧草：アルファルファ、ガレガ

<問い合わせ先：生産局畜産振興課（03-9502-5993）>

- ・ ヘルパー制度の充実

- ・ 酪農ヘルパー及び肉用牛ヘルパー制度については、制度の現状や関係者の意見等を踏まえ、育児サポートなど事業メニューを拡充しました。

**【(独)農畜産業振興機構の畜産業振興事業として実施
(酪農経営安定対策補完事業、肉用牛経営安定対策補完事業)】**

<主な拡充措置>

- 酪農ヘルパーへの支援として、傷病時の酪農ヘルパー利用支援に「育児サポート」支援を追加するとともに、酪農ヘルパーへの研修の充実、広域利用調整やコントラクター等支援組織との連携などを追加

- 肉用牛ヘルパーの対象となる取組に、分娩代行管理を追加し、高齢の肉用牛農家における分娩時の事故率低下を推進

<問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3502-5979）>

- 畜産排泄物のバイオエネルギー化の推進 等

- 地域のバイオマスを活用した産業化等に必要な施設の整備等に対して、最大で事業費の1/2を支援する予算等を計上しました。
【地域バイオマス産業化推進事業】
＜問い合わせ先：食料産業局バイオマス循環資源課（03-6738-6479）＞
- 農林漁業者・団体が主導する再エネ発電事業の構想作成づくりから発電事業を始めるまでの間に必要となる様々な手続や取組を支援する予算を計上しました。
【農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業】
＜問い合わせ先：食料産業局再生可能エネルギーグループ（03-6744-1507）＞

※ 養豚農業振興法（仮称）を今通常国会において議員立法で提出予定。

- 野菜・果樹・花き生産構造改革
機械化・規模拡大・生産流通体制の整備を進め、加工・業務向け出荷の5割増を目指すと共に、高品質、高収益の生産構造を創ります。

- 野菜価格安定対策を強化

野菜、果樹の品目別生産振興対策を着実に実施するとともに、次世代施設園芸の導入、加工・業務用野菜の安定生産、花きイノベーションの推進等により、産地の構造改革を推進する。

- 多様な担い手・産地の参加を促進するため、制度の要件を見直しました。
【野菜価格安定対策事業】

＜見直し内容＞

- 対象産地の面積要件を緩和
[露地野菜で25ha以上→20ha以上 等]
- 特定野菜の生産者負担の軽減
 - ・ 輸入が急増している生鮮野菜、特にアスパラガスについて、資金造成における生産者負担を軽減 [1/3 → 1/4]

＜問い合わせ先：生産局園芸作物課（03-3502-5961）＞

- 加工・業務向け生産技術を導入

- 加工・業務用野菜への作物転換に向け、異常気象等に対応して作柄安定を図るための技術の導入を支援する予算を計上しました。
【加工・業務用野菜生産基盤強化事業】

＜支援内容＞

- 加工・業務用野菜への転換を支援
 - ・ 支援額：7万円/10a（1年目）、5万円/10a（2年目）、3万円/10a（3年目）
 - ・ 対象品目：キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう

＜問い合わせ先：生産局園芸作物課（03-6738-7423）＞

- 加工・業務用野菜の生産を加速化するための新技術や機械化一貫体系の導入に係る予算を計上しました。
【新品種・新技術活用型産地育成支援事業】

＜拡充措置＞

- 生産者、流通業者等で構成する協議会を対象に、加工・業務用に適した品種の導入に必要な種苗や、機械化一貫体系の導入に取り組むための自動収穫機の導入等を支援

＜問い合わせ先：生産局園芸作物課（03-6738-7423）＞

・ 改植支援、未収益期間対策で高品質化

・ 施設園芸の団地化・植物工場の導入を推進

・ 優良品目・品種への転換を加速するため、果樹の改植、これに伴う未収益期間に対する支援、加工・流通対策を強化する予算を計上しました。**【果樹・茶支援関連対策】**

＜支援内容＞

○ 改植支援として改植に必要な苗木代、樹体の撤去費用等を支援

みかん	22万円/10a
りんご（わい化栽培）	32万円/10a
りんご（普通栽培）	16万円/10a
その他果樹	定率 1/2以内

○ 未収益期間対策として改植に伴う未収益期間に要する肥料代や農薬代等を支援
[20万円/10a]

＜問い合わせ先：生産局園芸作物課（03-3502-5957）＞

・ 先進技術と強固な販売力を融合させ、生産、調製・出荷までを一気通貫して行うとともに、地域資源エネルギーの供給を行う次世代施設園芸拠点の整備を推進する予算を計上しました。**【次世代施設園芸導入加速化支援事業】**

＜支援内容＞

○ 民間企業や生産者、地方自治体等からなるコンソーシアム（協議会）で取り組む大規模施設園芸拠点の整備において、木質バイオマス等の地域の未利用資源を活用するエネルギー供給センターや完全人工光型植物工場を活用した種苗供給センター、高度な環境制御を行う温室、集出荷施設等の整備に対して、**最大で1/2を補助**

○ 当該拠点で一体的に行う技術実証や差別化販売のためのマッチング等の取組に対して、**定額補助**

＜問い合わせ先：生産局園芸作物課（03-3593-6496）＞

・ 省エネ設備のリース導入の支援や、燃油価格が高騰した際の補填金の交付を、26年度まで1年間延長し実施します。**【燃油価格高騰緊急対策】**

＜施設園芸に係る燃油価格高騰に対応する措置＞

○ **省エネ設備のリース導入への支援**

ヒートポンプや木質バイオマス利用加温設備等の省エネ設備をリース方式で導入する農業者に対し、リース料のうち物件購入価格の1/2以内を補助

○ **燃油価格が一定基準以上に高騰した際の補填金の交付**

農業者と国が拠出した資金（1対1）から、燃油価格が基準（原則88.2円/リットル）を超えた場合に、上昇分を補填金として農業者に交付（補助率1/2）

○ **対策期間の延長**

燃油価格が高い水準で推移している状況を踏まえ、事業期限を26年度まで1年間延長

＜問い合わせ先：生産局農業環境対策課（03-3593-6495）
生産局園芸作物課（03-6738-7423）＞

- 花き関係者の連携、日持ち性向上対策、花きの新需要の創出に向けた取組等を支援するため、**花き単独の事業として新たに5億円**の予算を計上しました。

【国産花きイノベーション推進事業】

<支援内容>

- 都道府県毎の花き関係者（生産者、流通業者、販売業者、研究機関等）が組織する協議会の運営及び協議会が実施する以下の取組に対して定額（一部、1/2以内）補助
 - （1）国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化に向けた、**効率的な集配ルート**の検討等の**物流の効率化や園芸資材のリサイクルの取組等を支援**
 - （2）国産花きの需要拡大に向けた、学校や福祉施設等での花育の普及、フラワーコンテスト等の開催、オフィス等における**花や緑を活用した優良事例の調査・普及の取組等を支援**

＜問い合わせ先：生産局園芸作物課（03-6738-6162）＞

※ 花きの振興に関する法律（仮称）を今通常国会において議員立法で提出予定。

- 援農隊の導入推進 等

- 収穫期等の繁忙期における労働力を確保するため、普及指導員によるシルバー人材センター・ハローワーク等と連携した援農者の斡旋・組織化、援農者への技術研修等を支援する予算を計上しました。

【援農隊マッチング支援事業】

＜問い合わせ先：生産局技術普及課（03-3501-3769）＞

- 地域に根ざした特産作物の振興
お茶・さとうきび・てん菜・ばれいしょ・そばなど、地域本位に特産作物の振興を図ります。

- お茶の改植支援、防霜ファンの整備の推進

需要に応じた生産・加工技術の導入や省力化、作業の共同化等による低コスト生産等を推進し、自然災害、病害虫等にも対応した安定生産体制を確立し、地域経済の活性化を図る。

- 改植や未収益期間に対する支援を実施するとともに、お茶の輸出促進、防霜ファンの整備等による生産体制の強化・安定化を支援する予算を計上しました。

【強い農業づくり交付金】

<防霜ファン整備の支援内容>

- 防霜ファンの整備等について、**最大で事業費の1/2**を支援

【果樹・茶支援関連対策】

<改植の支援内容>

- **改植経費支援** 12万円/10a（平成26年度から**新植も対象**）
- **未収益期間支援** 改植 4万円/10a × 3年分 = 12万円/10a（**同一品種**への改植）
// 4万円/10a × 4年分 = 16万円/10a（**異なる品種**への改植）

＜問い合わせ先：生産局地域作物課（03-6744-2117）＞

- さとうきびの病害虫対策、かんがい等の推進

- さとうきび増産基金により、不作からの増産を図るための土づくり、病害虫防除等の取組を支援する予算を計上しました。

【甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業等】

<さとうきび増産基金の支援内容>

- 平成25年度補正予算により**基金を積増し**
- 新技術を活用した防除体制の確立等について、**地域の実情に合わせて支援**
- 農業機械等のリース導入について、**最大でリース料の6/10を支援**

<問い合わせ先：生産局地域作物課（03-3501-3814）>

- ・ 農地・農業水利施設（地下ダムを含む。）の整備を推進する予算を計上しました。
【農業農村整備事業、農山漁村地域整備交付金】
<問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）>

- ・ 輪作体系でてん菜・ばれいしょの作付支援 等

<機械のリース導入の支援内容>

- てん菜、ばれいしょ、かんしょの農業機械等のリース導入について、**最大で物件相当額の1/2を支援**

<問い合わせ先：生産局地域作物課（03-3501-3814）>

野生鳥獣による農作物被害の深刻化・広域化に対応するため、鳥獣被害対策実施隊の設置を促進するとともに、環境省等と連携し、捕獲活動など地域ぐるみの被害防止対策を推進する。

- 鳥獣被害対策実施隊設置倍増計画
市町村ごとの鳥獣被害対策実施隊の設置数を500から1000に倍増させ、地域に応じた対策により、被害の激減を図ります。
 - ・ 特別措置法で地域ぐるみの対応を推進
 - ・ 被害軽減の技術、ノウハウの普及
 - ・ 鳥獣加工処理施設、焼却施設の設置支援 等

- ・ 鳥獣被害対策実施隊の設置促進に向け、実施隊に対する優遇措置により体制整備を図るとともに、地域に応じた対策を支援する予算を計上します。
【鳥獣被害防止総合対策交付金】
【鳥獣被害防止緊急捕獲等対策】

<鳥獣被害対策に対する主な措置>

- **捕獲や追い払いをはじめとした地域ぐるみの被害防止活動を支援**
 - ・ 鳥獣被害対策実施隊が中心となって行う取組や実施隊の活動強化のための取組、農協等民間団体の取組を定額補助（200万円まで）
 - ・ 広域での取組を定額補助（220万円まで）
 - ・ ICT等を用いた技術実証等の取組を定額補助（100万円まで）
- **侵入防止柵などの鳥獣被害防止のための施設整備を支援**
 - ・ 侵入防止柵の自力施工を行う場合には、資材費相当分を定額補助
- **処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設等の施設整備を支援**
 - ・ 処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設（射撃場）等の整備を行う場合に、事業費の1/2以内を支援
- **野生鳥獣の緊急捕獲活動を支援**
 - ・ イノシシやシカなどの捕獲頭数に応じて、1頭当たり8,000円を上限に捕獲活動経費を支払 等

<問い合わせ先：生産局農業環境対策課（03-3591-4958）>

○ 農業の高収益化を技術で下支え
高付加価値化、大規模化に向けて、農業技術や最先端技術の研究開発を強化します。

- ・ 新品種の開発、大規模化・無人化を推進
- ・ 病害虫や災害に強い品種・技術の開発 等

低コスト生産・高収益農業を実現する革新的な技術体系の確立に向けた研究や異分野の研究
成果の農林水産分野への活用等により、消費者等のニーズに応えた農林水産業を推進する。

- ・ 実需者等のニーズに応じた新品種の開発、低コスト・省力技術の開発や大幅なコスト低減等に
係る取組を支援する予算を計上しました。
- ・ 薬用作物について栽培技術の確立等の取組を支援する予算を計上しました。
- ・ 病害虫や温暖化による高温障害等など災害に強い品種・技術の開発を支援する予算を計上し
ました。

【新品種・新技術活用型産地育成支援事業】
【薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業】
【技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発】
【生産現場強化のための研究開発】
【民間活力を活かした研究の推進】
【攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業】

<薬用作物の生産に係る支援内容>

○ 薬用作物の栽培技術、低コスト生産体制の確立に向けた取組に対し、定額又は1/2以内を
支援

- ・ 実証ほ場設置に係る、ほ場借上代、肥料等の資材費（定額）
- ・ 農業機械の改良（定額）
- ・ 農業機械のリース（1/2以内）
- ・ 検討会の開催（1/2以内）

<問い合わせ先：生産局地域作物課（03-6744-2117）
農林水産技術会議事務局総務課（03-3502-7399）>

○ 地産地消・六次産業化の推進
六次産業化の市場規模を1兆円から10兆円に拡大し、農
産物の高付加価値化を進めます。

- ・ 六次産業化プランナーの育成
- ・ 販路とノウハウを持つ企業の取組みを支援

多様な異業種との連携等による6次産業化を進めるとともに、地産地消による国内需要の増
大、都市と農山漁村の共生・対流等により、農山漁村の有する潜在力を引き出し、新たな所得
と雇用を創出する。

- ・ 農林漁業成長産業化ファンドを通じた6次産業化の取組に対する出資等のための予算を計上し
ました。

【農林漁業成長産業化ファンドの本格展開】
<問い合わせ先：食料産業局産業連携課ファンド室（03-6744-2076）>

- ・ 6次産業化の推進に向け、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓に
対して最大で事業費の2/3、施設整備に対して最大で事業費の1/2を補助する予算を計上しました。

【6次産業化支援対策】
<問い合わせ先：食料産業局産業連携課（03-6744-2063）>

・ 学校給食での地域農産物の利用促進

・ 都市農業、都市との共生・対流、食育の推進 等

・ 学校給食への地場農産物の安定供給体制のモデルを構築する取組を支援する予算を計上しました。

【日本食・食文化魅力発信プロジェクト】

<問い合わせ先：食料産業局産業連携課（03-6744-1779）>

・ 福祉・教育・観光、まちづくり等と連携した都市と農村の共生・対流、都市農業を推進するため、ソフトの活動支援やハードの施設整備を支援する予算を計上しました。

【都市農村共生・対流総合対策交付金】

【「農」のある暮らしづくり交付金】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金】

<他府省と連携した支援措置>

○ 他府省と連携し取り組むプロジェクト（子ども農山漁村交流プロジェクト、「農」と福祉の連携プロジェクト、空き家・廃校活用交流プロジェクト、「農」を楽しむプロジェクト）を支援

- ・ こどもの農山漁村宿泊体験やグリーン・ツーリズム等、共生・対流を進めるための取組（定額：上限800万円）
- ・ 外部人材や若者の活用経費（定額：上限250万円）
- ・ 農産物販売強化促進施設や農家レストラン等の交流拠点施設整備（1/2等：上限2,000万円）
- ・ 「農」のある暮らしを楽しむための市民農園の立ち上げ、農業者、都市住民等による農業用水路の清掃活動等（定額：上限400万円）
- ・ 市民農園や福祉農園、休憩所、手洗い場等の簡易な施設整備（1/2以内）
- ・ 廃校等地域資源の活用と既存施設の再編等による多機能な集落拠点づくり（1/2等、定額：上限800万円）

<問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）>

・ 食料の生産から消費にわたる各段階を通じて、消費者に健全な食生活の実践を促す取組や、食や農林水産業への理解を深める活動を支援する予算を計上しました。

【農林水産物の生産・流通の場における食育の推進】

<問い合わせ先：消費・安全局消費者情報官（03-3502-8504）>

○ 農産物輸出倍増 国別・品目別戦略
2020年までに農林水産物・食品の輸出倍増（1兆円）を目指します。

・ 品目別・国別の輸出目標の設定

・ ジャパンブランド周年供給体制の確立

・ 海外の日本食レストランを通じた輸出促進

・ 日本の食文化と加工技術を活かした展開 等

「和食」のユネスコ無形文化遺産登録を契機として、日本食・食文化の魅力発信を行うとともに、「国別・品目別輸出戦略」に基づく農林水産物・食品の輸出拡大等を推進することにより、海外の食市場を積極的に取り込み、所得の向上に結びつける。

※ 重点品目毎に目標額や重点地域を定めた「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を策定・公表。

＜農林水産物・食品の輸出の現状と目標＞

○ 農林水産物・食品の輸出額（2013年）は、5,505億円（確報値）

○ 2020年1兆円の目標の実現に向け、オールジャパンによる輸出促進施策等に取り組む

・ 輸出促進の取組の司令塔を設置し、国別・品目別輸出戦略の策定・見直しを含め、オールジャパンの輸出促進施策を実施する予算を計上しました。【輸出戦略実行事業】

＜問い合わせ先：食料産業局輸出促進グループ（03-3502-3408）＞

・ 輸出対応型施設（HACCP対応型の水産加工・流通施設、長期低温貯蔵施設等）の整備等に係る予算を計上しました。【水産業の輸出促進対策】

＜問い合わせ先：水産庁加工流通課（03-3591-5613）＞

【水産基盤整備事業】

＜問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491）＞

【強い農業づくり交付金】

＜問い合わせ先：生産局総務課（03-3502-5945）＞

・ JETROを活用した総合的なビジネスサポート体制の強化、産地間連携による輸出促進のための予算を計上しました。【緊急輸出対策事業】

【輸出倍増プロジェクト】

＜問い合わせ先：食料産業局輸出促進グループ（03-3502-3408）＞

・ 海外の主要都市において、日本食・日本食材を提供・使用するレストラン等を推奨するマップの作成等の取組を支援するための予算を計上しました。【日本食・食文化魅力発信プロジェクト】

＜問い合わせ先：食料産業局食品小売サービス課外食産業室（03-6744-0481）＞

・ 海外における日本食レストランや料理学校等を活用した日本の食文化の普及、食品に関する豊富な専門知識等を有する人材を活用した現地での経営指導等を支援する予算を計上しました。【食品産業グローバル展開インフラ整備事業】

＜問い合わせ先：食料産業局輸出促進グループ（03-6744-1502）＞

【日本食・食文化魅力発信プロジェクト】

＜問い合わせ先：食料産業局食品小売サービス課外食産業室（03-6744-0481）＞

○ 食料自給率・食料自給力の維持向上
食料自給率+食料自給力の理念で、地域の自主性を活かして、農地・担い手・技術を確保します。

- ・ 食料自給率目標（カロリーベース50%、生産額ベース70%）の達成。備蓄の適切な確保
- ・ 地域の特性や自主性を活かした施策実施 等

攻めの農林水産業の推進により、食料自給率（カロリーベース39%、生産額ベース68%（平成24年度））の向上を目指すとともに、食料自給力についても検討を進める。

- ・ 食料自給率の向上に向けた、需要サイド、供給サイドの取組、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築を図る取組を支援する予算を計上しました。

【農地中間管理機構による農地の集積・集約化活動】

【人・農地問題解決加速化支援事業】

【新規就農・経営継承総合支援事業】

【水田活用の直接支払交付金】

【攻めの農業実践緊急対策】

【畜産収益力向上緊急支援リース事業】

【農業農村整備事業】

【農山漁村地域整備交付金】

【強い農業づくり交付金】

【産地活性化総合対策事業】

【6次産業化支援対策】

【日本食・食文化魅力発信プロジェクト】

【技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発】

【生産現場強化のための研究開発】

【攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業】

<問い合わせ先：大臣官房食料安全保障課（03-6744-2352）>

- ・ 米について10年に1度の不作等の事態にも対処しうるよう、100万トン備蓄を基本に棚上備蓄を行うなど、備蓄の運営に必要な予算を計上しました。

【食料安定供給特別会計への一般会計繰入】

<問い合わせ先：生産局局農産企画課（03-6738-8961）>

- ・ 食料自給力は、国内農業生産による潜在的な供給能力を示すものであり、緊急時における食料安全保障を維持するためには、米や小麦等のカロリーの高い品目のみならず、野菜や果実などの品目の生産も含めて、農地、農業用水等の農業資源、農業者（担い手）や農業技術といった要素が確保される必要があります。現在、食料・農業・農村政策審議会企画部会の場で行われている食料・農業・農村基本計画の議論の中で、食料自給力についても検討を行っていきます。

<問い合わせ先：大臣官房食料安全保障課（03-6744-2352）>

強い林業づくりビジョンの展開

- 全国一律の森林経営計画を見直し、手続きを簡素化し、森林組合、素材生産者、自伐林家の体質を強化します。

CLTなどの新たな木材需要の創出、需要者ニーズに対応した国産材の安定的・効率的供給体制の構築により林業の成長産業化を実現するとともに、森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策を推進する。

- ・ 森林経営計画については、林班面積の1/2以上とされている現行の作成要件を見直し、市町村長が現場実態を踏まえ、森林施業等を効率的に行うことができる範囲として定める区域内においては、30ha以上の場合についても計画を作成できるよう、要件を緩和しました（26年4月施行）
- ・ 森林経営計画の作成や施業集約化を進めるため、森林調査等の活動のほかに、不在村森林所有者への働きかけの強化、GPSを活用した森林境界の確認、既存路網の簡易な改良等を支援する予算を計上しました。

【森林・山村多面的機能発揮総合対策】

- **森林経営計画作成促進の交付単価に以下の活動にかかる費用を加算**
 - ・ 不在村森林所有者の現地立会経費等を現行の交付単価に加算して支援 [7,000円/ha]
 - ・ 上記の取組と合わせて行う不在村森林所有者のGPSを活用した森林境界の確認に加算して支援 [8,500円/ha]
- **森林経営計画・施業集約化に向けた条件整備を新たに支援**
 - ・ 森林経営計画の作成や施業集約化に必要な既存路網の簡易な改良等に対して支援。 [2,500円/ha、5,000円/ha]

<問い合わせ先：林野庁森林利用課（03-3501-3845）>

- ・ 自伐林家等が行う地域の森林資源の利活用活動、森林施業技術の向上に必要な研修活動及び日常的な管理活動等に対し、地域の実情に応じてきめ細やかに支援する予算を計上しました。

【森林・山村多面的機能発揮総合対策】

- **地域における森林の保全管理活動や山村活性化の取組を支援**
3名以上で構成された森林整備等を目的とする組織（活動組織）が行う下記活動を支援。
 - ① 里山林の景観維持活動等 16万円/ha、侵入竹の伐採・除去活動等 38万円/ha
 - ② 集落周辺の広葉樹等の搬出活動等 16万円/ha
 - ③ 森林環境教育の実践等 5万円/回（上限12回）
 - ④ ①、②の取組に必要な資機材の購入支援 購入額の1/2を助成
 - ※ 1活動組織あたり助成上限額 500万円

<問い合わせ先：林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室（03-3502-0048）>

- ・ 高性能林業機械の導入、急傾斜地での効率的な集材に必要な次世代型の架線系林業機械等の開発を推進する予算を計上しました。

【森林・林業再生基盤づくり交付金】 【次世代架線系林業機械開発等生産性向上事業】 【森林整備加速化・林業再生基金事業】

<問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-8055）>

	<ul style="list-style-type: none"> 現場技能者や技術者等、架線集材に必要な人材の育成を支援する予算を計上しました。 【森林・林業人材育成対策】 <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現場技能者の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> 林業への就業前の青年に対する給付金の給付〔年間最大150万円を最長2年間〕 間伐等を効率的に行える現場技能者を育成する林業事業体を支援〔月額9万円ほか〕 </div> <p style="text-align: right;">＜問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-1629）＞</p>
<p>○ 切捨て間伐や路網整備を、地域の実態に応じて対応します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 切捨て間伐について対象年齢を5年齢から7年齢へ引き上げ、条件不利地等における公的森林整備については、12年齢まで切捨て間伐の対象とする予算を計上しました。 地域の実態に応じた規格での路網整備や事業主体自らによる工事の実施など、地域の実態に応じた道づくりを支援をする予算を計上しました。 <p style="text-align: right;">【森林整備事業】 【森林整備加速化・林業再生基金事業】</p> <p style="text-align: right;">＜問い合わせ先：林野庁整備課（03-6744-2303）＞</p>
<p>○ 木材価格を安定させるためのストックヤード等を導入し、木材流通体制の強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築や、それに必要なストックヤードの整備等を支援する予算を計上しました。 <p style="text-align: right;">【地域材利活用倍増戦略プロジェクト】 【森林・林業再生基盤づくり交付金】 【森林整備加速化・林業再生基金事業】</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域流通を促進する施設等の整備について、民間事業者に対して事業費の1/2を支援 </div> <p style="text-align: right;">＜問い合わせ先：林野庁木材産業課（03-3502-8062）＞</p>
<p>○ 公共建築物、公共土木分野における国産材利用の徹底と支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の木造化、木造建築物の設計者・施工者等の担い手の育成、土木分野など新規分野における地域材利用の実証試験等を支援する予算を計上しました。 <p style="text-align: right;">【地域材利活用倍増戦略プロジェクト】 【森林整備加速化・林業再生基金事業】</p> <p style="text-align: right;">＜問い合わせ先：林野庁木材利用課（03-6744-2296） 林野庁木材産業課（03-3502-8062）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域材を活用した民間の木造住宅の建築や木材製品の購入等に対して「木材利用ポイント」を付与する予算を計上しました。 <p style="text-align: right;">【木材利用ポイント事業】</p> <p style="text-align: right;">＜問い合わせ先：林野庁木材利用課（03-6744-2496）＞</p>
<p>○ 木質バイオマス利用を積極的に促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 木質バイオマスの利活用施設の整備、未利用間伐材等の利用拡大に向けたサポート体制の構築、加工・利用システムの開発等を支援する予算を計上しました。 <p style="text-align: right;">【地域材利活用倍増戦略プロジェクト】 【森林整備加速化・林業再生基金事業】</p> <p style="text-align: right;">＜問い合わせ先：林野庁木材利用課（03-6744-2296）＞</p>

○ 鉄骨構造から木骨構造への転換など、新たな木製品・部材の開発・普及、建築基準の見直しを図ります。

・ 中高層建築での利用が期待されるCLT(直交集成板)等新たな製品・技術の早期実用化・普及、国土交通省が建築関係基準を可能な限り早期に整備できるよう、建築材料として利用するために必要な強度データを収集する取組等を支援する予算を計上しました。

【地域材利活用倍増戦略プロジェクト】

【CLT等新製品・新技術利用促進事業】

<問い合わせ先：林野庁木材産業課（03-3502-8062）>

強い水産業づくりのための総合対策の実現に向けて

- 国境監視等、漁業・漁村の多面的機能を発揮する取組を支援します。

浜ごとの特性・資源状況を踏まえつつ、資源を適切に管理しながら生産性を上げるとともに、消費・輸出の拡大、収益性の高い持続可能な漁業・養殖業の展開により、活力ある水産業・漁村を実現し、水産日本を復活させる。

- ・ 水産業・漁村の有する多面的機能の発揮に資する国境監視、漂流漂着物処理、藻場・干潟等の保全、漁村文化の継承等の活動を支援する予算を計上しました。

【漁村の活性化・多面的機能発揮対策】

<支援内容>

- **漁業者等により構成される活動組織が、漂流漂着物処理等のメニューを自由に選択して行う取組**を定額で支援 [上限2,000万円]

<問い合わせ先：水産庁計画課（03-3501-3082）>

- 漁港の防災・減災対策、老朽化対策を一層推進します。

- ・ 岸壁の耐震化等の防災・減災対策や長寿命化対策、防災マニュアルの作成等に対して、事業費の1/2等を補助する予算を計上しました。

【水産基盤整備事業】

<問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491）>

【強い水産業づくり交付金】

<問い合わせ先：水産庁防災漁村課（03-6744-2391）>

- 燃油高騰対策、省エネ対策を着実に実行します。

- ・ 漁業者と国の拠出により、燃油価格が急騰したときに補填金を交付する予算を計上しました。（燃油については、原油価格が「漁業用燃油緊急特別対策」の発動ラインを超えた場合、超過分の国の負担割合を増やす。）

【漁業コスト構造改革緊急対策】

【資源管理・漁業経営安定対策】

<支援内容>

- **漁業経営セーフティネット構築事業の拡充**
漁業用燃油について、漁業者等と国が1：1で積み立てる現行制度に加え、95円/ℓ（A重油換算ベース）を超えた場合に、漁業者等と国が1：3で積み立て補填する漁業用燃油緊急特別対策を実施
- 燃油コスト削減を図るため「**省燃油活動**」を行う**漁業者グループ**に対して、その活動に要する経費等の**定額又は1/2以内を支援**
- 漁業者グループが行う**LED集魚灯等の省エネ機器の導入**に対して、その機器本体の**1/2を支援**

<問い合わせ先：水産庁企画課（03-6744-2341）>

○ 養殖業の経営強化、代船建造への支援等を通じた収益性の高い漁船漁業の再構築を目指します。

・ 配合飼料価格が急騰したときに補填金を交付する予算を計上。また、漁場改善に取り組む養殖業者に対し一定以上の減収が生じた場合、その減収を補填する仕組みを活用して養殖業経営の安定を図ります。
【資源管理・漁業経営安定対策】

＜養殖業の経営強化に係る拡充措置＞

○ 漁業収入安定対策事業の拡充

養殖数量の10%以上を削減する強度の漁場改善に取り組む養殖業者に対し、補填の範囲を拡大（10%→15%）等

問い合わせ先：水産庁栽培養殖課（03-6744-2383）>

・ 漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進することで、漁業の競争力を強化するため、省エネ・省コスト等高性能漁船、高度な品質管理手法の導入等により、収益性向上の実証に取り組む漁協等に必要な経費を支援します。
【漁業コスト構造改革緊急対策】

＜沿岸漁業における漁業構造改革の支援措置＞

○ もうかる漁業創設支援事業に沿岸漁業版を創設

三者以上の漁業者による協業体又は新規就業者が収益性向上の取組を行う場合に沿岸漁業の特徴に応じた形で支援する仕組みを創設。

国が設けた基金から支払われる実証経費を用いて、改革計画に基づいた実証事業を実施し水揚金の2/3を返還。水揚金で賄えない経費は、1/2を基金が負担。

問い合わせ先：水産庁漁業調整課（03-3502-8469）>

○ 広域的な資源管理により水産資源を回復させ、安定した水産物の供給を確保します。

・ 漁業許可制度やTAC制度などの公的管理措置を適切に実施するとともに、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し基準収入から一定以上の減収が生じた場合、漁業共済（原則8割まで）、積立ぷらす（原則9割まで）により減収を補填する仕組みを活用した漁業経営の安定のほか、魚礁や藻場・干潟の保全など資源回復のための漁場の整備に対して、事業費の1/2を補助する予算を計上しました。
【資源管理・漁業経営安定対策】

問い合わせ先：水産庁管理課（03-3502-8452）>

問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官（03-6744-2356）>

【水産基盤整備事業】

問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491）>

○ 国産水産物の消費拡大、HACCP対応の推進による輸出促進に向けた取組を強化します。

・ 漁業者や加工業者、流通業者が新規性のある加工・流通・販売を実現するために必要な加工・販売機器等の導入費や、取組に必要な国産水産物の保管・運送経費等の1/2を助成する予算を計上しました。
【水産物の加工・流通促進対策】

問い合わせ先：水産庁加工流通課（03-6744-2349）>

・ 輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のHACCP基準等を満たすための施設の改修整備に対して事業費の1/2以内を補助（補助金の額の上限（3億円）と下限（500万円）を設定）する予算を計上しました。また、鳥獣侵入防止や海水の殺菌処理などを可能とする高度衛生管理型荷捌き所や岸壁の整備に対して、事業費の1/2等を補助する予算を計上しました。
【水産業の輸出促進対策】

問い合わせ先：水産庁加工流通課（03-3591-5613）>

【水産基盤整備事業】

問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491）>